

「介護サービス情報の公表」制度 横浜市指定調査機関募集要項

横浜市健康福祉局

高齢施設課
介護事業指導課

1 趣旨

介護保険法において、介護サービス事業者が自らの責任において情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら、主体的に事業所を選択できるよう、介護サービス情報の公表を義務付けられている。

介護サービス事業者は、毎年1回、政令指定都市の市長等に対して、介護サービス情報を報告する。政令指定都市の市長等は、事業所や法人の概要等の「基本情報」及びサービス提供に係る記録類の有無、従業者に対するマニュアルの有無等の「運営情報」について、事業所を訪問して調査事務（当該情報の根拠となる事実の確認）を行ったのちに、インターネット等で一般に公表する。

横浜市では、これら業務を外部の法人を指定して行わせることとし、市に代わって調査事務を実施する「指定調査機関」を募集するため、必要な事項を定めるものとする。

2 留意事項

市は、指定期間中に制度改正等があった場合には、業務の見直し等を行う場合があり、これにより調査機関の損害又は追加費用が生じても、市は、その一切を補償しないものとする。

3 制度の概要

(1) 横浜市における事業の実施体制

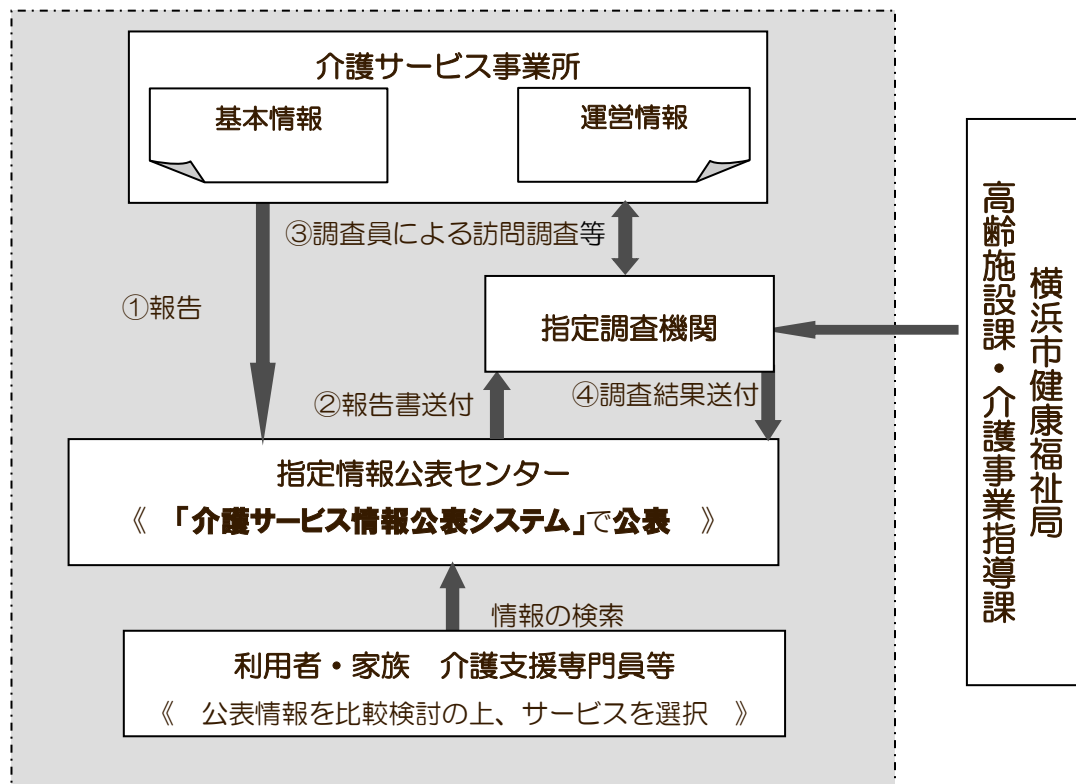
「介護サービス情報の公表」の実施に当たり、横浜市では、「指定調査機関」を指定し、「指定調査機関」が調査に関する業務を行うこととしている。

(2) 調査及び公表の内容

一般に公表する介護サービス情報について、「基本情報」及び「運営情報」は、調査員が行う訪問調査または必要に応じオンラインを活用した調査により事実確認をした上で公表する。調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視または必要に応じオンラインを活用した確認等により行うものとする。指定調査機関は、調査員の調査結果の報告を受けて、内容を精査した上で、調査結果を指定情報公表センターに送付する。

指定情報公表センターは、各指定調査機関から送付された調査結果を集約し、インターネット等により一般に公表する。

(3) 介護サービス情報の公表制度の仕組み



図中の①～④は、事務の流れ（順序）を示す。

(4) 業務内容

別紙「介護サービス情報の公表」指定調査機関業務仕様書を参照すること。

(5) 対象区域

横浜市全域

(6) 対象サービス

次に示すサービスを対象とする。

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、療養通所介護、介護予防訪問看護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、

介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）

- ⑨ 特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑫ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑬ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑭ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- ⑮ 居宅介護支援
- ⑯ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑰ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑱ 介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ⑲ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

4 指定調査機関の募集要件

(1) 指定予定期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(2) 調査予定件数 約1,600件／年

(3) 次の要件を満たすこと【募集要件】

ア 法人格を有すること。

イ 当該法人が調査しようとする介護サービスを、当該法人が自ら提供していないこと。

ウ 指定調査機関の指定を受ける法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の構成について、調査対象サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族が当該法人の役員、法人の種類に応じた構成員又は職員の総数の過半数を占めていないこと。

エ 上記により難しい場合は、調査事務の利害関係者以外で、調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を組織すること。

オ 調査事務に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うこと。

カ 調査事務に関して知り得た事業者の秘密について、退職後も含め調査事務に携わる役員及び職員以外の者に漏らしてはならない旨を規定した運営規程を整備すること。

と。

- キ 神奈川県実施の養成研修受講済みの調査員を一定数以上直接雇用すること。
- ク 指定期間を通じて、「介護サービス情報調査事務委託仕様書」に従い、確実に調査が実施できること。
- ケ 横浜市全域の調査が可能であること。
- コ 横浜市内に調査に係る事務所を設置し、年末年始を除く平日の日中においては一日以内に連絡が取れる体制をとること。
- サ 調査事務の実施に当たり、神奈川県若しくは県内の他政令指定都市又はこれらが指定する指定調査機関との十分な連携を図ることができる体制を整備していること。
- シ 上記に規定する調査に係る事務所は、経理事務を含む調査事務の執行状況が確認できる事務所であること。

(4) 法人又はその役員が次の者に該当しないこと【欠格事項】

- ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により刑に処され、その執行を受け又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者。
- イ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者。
- ウ 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の10第1項の規定により指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- オ 書類提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者。
- カ 会社更生法（平成14年法第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法第225号）による再生手続を開始した者。
- キ 最近1年間の法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していない者。
- ク 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等。
- ケ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

(5) 次の要件を勘案し選考を行う【選考項目】

- ア 介護保険制度に関する知識
- イ 事業の運営方針
- ウ 人員体制
- エ 中立性・公平性
- オ 財務状況

5 募集に関するスケジュール

提出書類の受付及び募集に関する質問

受付期間：令和5年6月9日（金）から令和5年6月21日（水）

（必着：郵送、持参いずれも可。最終日は午後5時までに提出先に到達したものに限り。）

提出書類：提出書類の種類及び部数は「6 提出書類」のとおり。

提出先：「8 書類の提出先及び問合せ先」を参照

質問受付方法：ファクスにて受付後、市ホームページにQ&Aを掲載し回答

受付期間は令和5年6月16日（金）まで

（「8 書類の提出先及び問合せ先」を参照）

選定結果の通知：令和5年6月末頃（予定）

6 提出書類

横浜市指定調査機関 指定申請書（第1号様式）

（添付書類）

- ・ 法人概要（第2号様式）
- ・ 誓約書（第3号様式）
- ・ 業務実績及び事業計画書（第4号様式）
- ・ 業務責任者経歴書（第5号様式）
- ・ 法人の定款、寄付行為等及び登記事項証明書（原本）又は条例等の写し
- ・ 法人の名簿（役員の氏名、住所及び経歴、法人の種類に応じて構成員等の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合を記載したもの）
- ・ 主要株主の構成を記載した書類（株式会社の場合のみ）
- ・ 令和5年度の事業計画を記載した書類及び収支予算書の写し
- ・ 直近の収支決算書の写し

7 注意事項

- （1）調査機関は調査に関する事務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- （2）応募に要する費用は応募者の負担とする。
- （3）提出書類は、原則返却しない。ただし、不選定となった場合は書類一式を返却する。
- （4）選定の結果、選定法人となった場合であっても、その後、指定までの間に虚偽の申請が発覚し、又は指定の条件を満たさないこととなったときは、指定しない。

8 書類の提出先及び問合せ先

（1）提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局 高齢施設課（横浜市役所 16階）

※郵送の場合は「指定調査機関募集担当 宛」とすること。

(2) 問合せ先

質問がある場合は、令和5年6月16日（金）までに、質問票でFAXにて問い合わせること。

電話 045-671-4117（直通）

ファクス 045-641-6408